

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

**令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害にかかる災害救助法の適用について**

このたびの、台風第6号の影響による停電により、被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまには、下記のお取扱いをいたします。

記

**1. 【災害救助法適用地域】**

＜適用地域と法適用日（※）＞

都道府県	適用地域	法適用日
沖縄県	那覇市, 宜野湾市, 浦添市, 名護市, 糸満市, 沖縄市, 豊見城市, うるま市, 宮古島市, 南城市, 国頭郡国頭村, 国頭郡大宜味村, 国頭郡東村, 国頭郡今帰仁村, 国頭郡本部町, 国頭郡恩納村, 国頭郡宜野座村, 国頭郡金武町, 国頭郡伊江村, 中頭郡読谷村, 中頭郡嘉手納町, 中頭郡北谷町, 中頭郡北中城村, 中頭郡中城村, 中頭郡西原町, 島尻郡与那原町, 島尻郡南風原町, 島尻郡渡嘉敷村, 島尻郡座間味村, 島尻郡南大東村, 島尻郡伊平屋村, 島尻郡伊是名村, 島尻郡久米島町, 島尻郡八重瀬町	8月1日

※内閣府(防災担当)「令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害救助法の適用について【第4報】」

**2. お取扱い****○ 保険料の払込みを猶予する期間を延長いたします**

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまは、お申し出によりこの払込猶予期間を2024年2月29日まで延長いたします。

**○ 死亡保険金のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします**

- ・死亡保険金のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

**○ 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします**

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。

災害により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っております。

＜災害専用ダイヤル＞

電話：0120-321-106（無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます）

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

2019年4月に三井住友海上火災保険、または、あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さまにつきましては次の専用ダイヤルとなります。

＜医療・介護デスク＞

- ・三井住友海上火災保険から移行されたお客さま : 電話：0120-321-186
  - ・あいおいニッセイ同和損害保険から移行されたお客さま : 電話：0120-321-553
- 受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以上